

公益社団法人 第15回 通常総会議案書

日 時 令和8年5月22日（金）午後3時

会 場 国際佐渡観光ホテル八幡館



公益社団法人 佐渡法人会

※本資料は総会当日にお持ちください

公益社団法人 佐渡法人会 第15回通常総会次第

- 1 開 会 の 辞 事務局
- 2 会 長 挨 拶 会 長 高野 宏介
- 3 議 長 選 出
- 4 定 足 数 の 確 認
- 5 議 事 録 署 名 人 選 定
- 6 議 事
 報 告 事 項
 理事会承認事項
 令和7年度 事業報告
 令和8年度 事業計画
 令和8年度 収支予算
 決 議 事 項
 第1号議案 令和7年度決算報告承認の件
 第2号議案 会費規程一部改正承認の件
- 7 来 賓 祝 辞
 佐渡税務署長 飯島 達也 様
 佐 渡 市 長 渡辺 竜五 様
- 8 閉 会 の 辞 副会長 本間 勝

＝ 会員増強功労者表彰式 ＝

令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 概況

佐渡法人会は、令和7年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、行動制限も緩和されている状況を踏まえ、前々年度来コロナ禍前の状況に少しずつ戻していくことを念頭に、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどに積極的に取り組み、また、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第12回目の開催となりました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和7年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

II 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」に関する内容を主に研修会を開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	税制改正等について	8月	19名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	9月	11名	佐渡税務署
研修委員会	年末調整実務	11月	19名	佐渡税務署
研修委員会	決算法人説明会※	8月	7名	佐渡税務署
研修委員会	同上	12月	18名	佐渡税務署
研修委員会	同上	2月	16名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	7月	7名	山本敏彦 税理士
青・女共催	税務署幹部職員との懇談会	9月	7名	佐渡税務署
青年部会	租税教室講師養成研修	4月	8名	佐渡税務署
女性部会	租税教室講師養成研修	4月	11名	佐渡税務署
女性部会	税法 源泉所得税、e-tax で電子納税	5月	4名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	6月	4名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	11月	6名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告※佐渡間税会と共催	1月	5名	佐渡税務署
女性部会	※【親睦・交流】 佐渡金山ガイド付き山師ツアー+食事会 ジオパーク講演会+お茶会	10・11月 8月	11名 8名	金山ガイド 渡邊剛忠
女性部会	1年の振り返り、修了式	3月	3名	佐渡税務署

※決算法人説明会（3回）は会員以外の参加者含む

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で5,182回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

青年部会員、女性部会員合わせて3名が参加しました。

② 租税教室

小学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

なお、青年部会で対応できない学校については、佐渡税務署等に講師を依頼しました。

開催日	学校名	対象者	講師（絵はがきコンクール）
7.5.2	両津小学校	16名	税務署・女性部会
7.5.8	畑野小学校	34名	青年部会・女性部会
7.5.16	加茂小学校	24名	税務署・女性部会
7.5.27	二宮小学校	21名	税務署・女性部会
7.5.30	羽茂小学校	18名	税務署・女性部会
7.6.2	河崎小学校	10名	青年部会・女性部会
7.6.10	両津吉井小学校	14名	青年部会・女性部会
7.6.19	真野小学校	28名	青年部会・女性部会
7.6.20	高千小学校	3名	青年部会・女性部会
7.6.26	河原田小学校	19名	青年部会・女性部会
7.7.10	赤泊小学校	15名	青年部会・女性部会
合計	11校	202名	
7.7.8	相川中学校	29名	青年部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、7校44作品の応募があり、そのうち15作品が入賞いたしました。入賞者には各学校に出向いて表彰を行いました。なお、入賞作品は当会HPに掲載しました。

また、佐渡税務署のご厚意により、女性部会長賞並びに税務署長賞の作品を佐渡汽船ターミナルおけさ橋内並びに確定申告会場内に掲示していただきました。

(3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員に無料で配布しました。
- ② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。
- ③ 会報でe-Tax利用、キャッシュレス納付の推進、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用・啓発用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付するとともに、啓発用小冊子を希望者に無償頒布しました。

- ①「税制改正のあらまし」速報版
- ②「税制改正のあらまし」
- ③「会社の税金ガイドブック」
- ④「会社の決算・申告の実務」
- ⑤「2025年版会社税務の手引き」
- ⑥「令和7年度版会社がもらえる助成金活用のポイント」
- ⑦「中小企業の労務最前線」
- ⑧「企業が抱える最近の法的リスクと対応策」
- ⑨「中小企業の「人材確保・DXサポートBOOK」
- ⑩「自己点検チェックシート（通常版）」
- ⑪「新・自主点検チェックシート」
- ⑫「令和8年1月からの源泉徴収事務Q&A」
- ⑬「会社業務のデジタル化見直しガイド」
- ⑭「令和7年分会社役員の確定申告のための実務ポイント」
- ⑮「なんでもハラスメント時代のトラブル防止と対応策」
- ⑯「経営者が知っておきたい！決算書の活用法」
- ⑰「中小企業の取引ルールと法律知識」
- ⑱「社会・消費者とのトラブル回避Q&A」
- ⑲「税務調査の事前対策と確認ポイント」
- ⑳「令和8年度 ここが変わる！ ことしの税制改正」
- ㉑「令和8年から「年収の壁」はどう変わる？」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和8年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄おうとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行なわれなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の社会保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
 - (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
 - (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
 - (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともにジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
 - (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり

方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体化改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自らを削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバーカード法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に検討することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ、1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近づいていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象件数、納税猶予割合、雇用確保要件）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

要 望 大 会

令和 8 年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

(5) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月2日に高野会長・本間副会長（総務税制委員長兼務）・渡邊副会長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡ししました。また、金田市議会議長に対し提言書を送付しました。

(6) 令和 8 年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い

水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。 また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）に引き上げられます。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

5月29日通常総会時並びに翌年1月23日新春特別講演会として講演会を開催しました。

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっとこむ」（両津地区）において税金クイズを実施しました。

② 未使用タオルの寄贈

9月に福祉施設へ寄贈しました。

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

今年度は以下の2社が該当し、新春特別講演会会場において表彰を行いました。

(有)佐渡環境センター

中野建設工業(株)

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

事業主からの推薦により1名を表彰 前佐渡運送(株) 尾堀正嗣様

3 会員増強推進

(1) 組織

正会員数 405社（令和8年3月31日現在）※個人賛助会員1名

組織率 40.9%（所管法人数991社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員3社) 418社	5社	15社	(内、法人賛助会員3社) 408社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	21名	1名	1名	21名
女性部会	39名	0名	4名	35名

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

- ①会議等 総会1回、役員会2回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
7. 6. 27	県青連協正副会長会議 第1回		部会長
7. 10. 9	県連青年部会合同セミナー	五泉市 ガーデンホテルマリエール	1名
8. 1. 16	同上 第2回		部会長
8. 2. 6	局連青連協合同勉強会（栃木）	リモート会議	部会長

- ③租税教育活動 ※4ページに記載

・女性部会

- ①会議等 総会1回、役員会3回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載
- ③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
7. 9. 18	女性フォーラム北海道大会	札幌市 札幌パークホテル	1名
7. 10. 24	県連女性部会合同セミナー	三条市 ジオ・ワールド ビップ	5名
7. 5月～ 7. 7月	【第12回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者44名		
7. 9. 17	【第12回税に関する絵はがきコンクール】 審査会（入賞15名、代表1名県連提出）	金井商工会館	5名

IV 管理関係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和7年5月29日(金)
出席者 341名(委任状含む) ※議決権のある会員総数 416名
全案可決承認されました
決議事項 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件
第2号議案 役員改選(案)承認の件
報告事項 理事会承認事項
・令和6年度事業報告
・令和7年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和7年4月23日(水)
場 所 両津夷商工会館
出席人数 12名(内監事2名)
決議事項 (1) 令和6年度事業報告並びに決算報告承認について
(2) 令和7年度通常総会に付すべき事項について
(3) 役員・委員改選(案)の承認について
報告事項 (1) 県連会議関係
(2) 全法連・県連功労者表彰について
(3) 会員の退会について
(4) 活動状況報告
- ② 開催日 令和7年5月29日(木) ※臨時理事会
場 所 旅館 浦島
出席人数 11名(内監事2名)
決議事項 (1) 代表理事(会長)選定の件
(2) 副会長選定の件
承認事項 (1) 各委員会委員長及び副委員長選定の件
- ③ 開催日 令和7年10月15日(水)
場 所 アミューズメント佐渡

- | | |
|-------|---|
| 承認事項 | (1) 会員増強推進キャンペーンの承認について
(2) 会員の加入・退会の承認について
(3) 各種表彰、新春特別講演会・新春パーティーの開催について
(4) 新規会員の勧誘について |
| 報告事項 | (1) 活動状況報告 他 |
| ④ 開催日 | 令和8年3月12日(木) |
| 場所 | 両津夷商工会館 |
| 決議事項 | (1) 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算案承認について
(2) 令和7年度第1回理事会の日時・場所の決定について
(3) 令和7年度通常総会の日時・場所の決定について
(4) 役員等改選について |
| 承認事項 | (1) 会員の加入・退会の承認について |
| 報告事項 | (1) 活動状況報告 他 |

(3) 正副会長会

- | | |
|-----|---|
| 第1回 | 令和7年8月26日(水) 両津夷商工会館
(1) 会員の入会・退会の状況について
(2) 会員増強強化推進キャンペーンの承認等について
(3) 各種表彰・新春特別講演会・懇親パーティーの開催について
(4) 報告事項等(活動状況報告、新規会員の勧誘について、その他) |
| 第2回 | 令和7年11月12日(水) 両津夷商工会館
(1) 事務局職員の給与について
(2) 職員就業規則他諸規程の改正・制定について
(3) 新春特別講演会・懇親パーティーについて
(4) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況他) |
| 第3回 | 令和7年12月12日(水) 両津夷商工会館
(1) 県内単位会年会費額についての調査報告
(2) 事務局職員の給与額の見直しについて(継続協議)
(3) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況) |
| 第4回 | 令和8年2月3日(水) 両津夷商工会館
(1) 理事会の開催について(3月、令和8年度第1回)
(2) 令和8年度通常総会について
(3) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況、令和8年度全法連助成金申請) |

(4) 監査会

- | | |
|-----|----------------------|
| 開催日 | 令和7年4月23日(水) 両津夷商工会館 |
| 監査人 | 監事 渡邊 正俊 監事 矢澤 稔 |
| 立会人 | 会長 高野 宏介 |
| | 副会長 本間 勝 渡邊 秀一 |
| | 事務局長 齋藤 辰弥 |
| 内容 | (1) 令和6年度事業及び会計監査 |

(5) 委員会

① 総務・税制、研修合同委員会

開催日 令和7年6月26日(木) 金井商工会館

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 税制提言活動について

② 組織・厚生委員会

開催日 令和7年7月3日(木) 金井商工会館

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度推進計画について(提携保険会社)

③ 福利厚生制度推進連絡会議(組織・厚生委員・理事参集)

開催日 令和7年10月15日(水) アミューズメント佐渡

- (1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について
- (2) 会員増強推進と福利厚生制度推進

(6) 地区商工会事務担当者会議(会費徴収事務打合せ会議)

会議は招集せず、資料をメールで流し、会費徴収実務の周知と協力依頼を行った。

(7) その他会議・行事

5.15	佐渡租税教育推進協議会総会	金井コミュニティセンター
6.27	第74回社会を明るくする運動佐渡地区推進委員会	同上
6.10	佐渡間税会通常総会	旅館浦島
6.16	佐渡税務団体連絡協議会総会	佐渡税務署
11.13	納税表彰式	アミューズメント佐渡

(8) 全法連・局連・県連関係会議

5.14	県連・総務委員会	にいがた法人会館
5.21	県連・理事会	ホテルイタリア軒
6.10	県連・新潟法人会合同税制委員会	にいがた法人会館
6.16	県連・通常総会、理事会	ホテルイタリア軒
7.25	県連・組織・厚生合同委員会及び 福利厚生制度特別推進会議	ホテルイタリア軒
9.24	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒
12.2	県連・特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟

※令和7年度 功労者表彰受賞者

全法連功労者表彰・県連功労者表彰ともに該当者はいませんでした。

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

I 事業活動基本方針

本会は、公益法人制度改革に伴い平成23年9月1日に公益社団法人として再発足しました。本年度も税に軸足を置く公益社団法人として「税」に関する活動に重点を置きながら、会員支援、社会貢献等を積極的に展開するとともに組織・財政基盤の再構築・強化を図るために会員増強に力を入れることを基本とします。

また、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」に基づき、公益法人としてこれらの使命を達成するため、佐渡税務署、新潟県、佐渡市、佐渡商工会連絡協議会をはじめとする関係諸団体との協調のもと、納税道義の高揚、税務知識の普及・向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与します。

個別には、以下に掲げる諸事業に取り組みます。

II 主な事業計画

1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民に対する税知識の一層の普及・啓発を図るべく税務研修会を開催する。また、インターネットを通じたオンデマンド研修を有効に活用する。

(2) 講演会・講習会等事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民に、政治・経済学者・ジャーナリスト等の、我々会員とは視点を変えた、税制等に関する時宜にかなった講演会を開催し、税知識の普及に努める。

(3) 租税教育事業

税務署、租税教育推進連絡協議会等と連携し、市内の小・中学生を対象に青年・女性部会員が講師等となり、税金の課税される仕組み、使われ方、税の大切さ等の租税教育を実施する。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告等の情報に対する早期対応とe-Tax・キャッシュレス納付の利用促進、消費税の「期限内納付推進運動」を図る。

具体的には、会のホームページ、会報等に改正税法、税務申告等の情報を掲載するとともに、公共施設や金融機関の窓口にも会報を配置して多くの市民の皆様へ周知する。また、イベント会場で税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布し、税への関心を持ってもらう。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制全般に対するアンケート調査を実施。その意見・要望をもとに税制要望を取りまとめて、国会、地方議会、関係官庁へ提言する。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民を対象に行政関係者、経営コンサルタント、大学教授、ジャーナリスト、芸術家等広範囲な分野の専門家を迎え、政治経済、健康、癒される機会といった、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展につながるセミナー等を開催し、地域社会の活性化や経済の改善を図る。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

各地域で環境美化活動への参加や、会員より未使用のままタンスに保管してあるタオル等を提供してもらい、社会福祉協議会や老人福祉施設等へ寄贈する。

3 会組織の充実、全国各地の法人会との連携、 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 福利厚生事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況の中、提携保険会社三社との連携を一層強化し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図る。

(2) 会員支援事業

会員企業間の異業種交流の推進を図り、積極的な情報交換を通じてお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の発展につながる事業を行う。

(3) 会員増強運動【最重点課題】

厳しい経済情勢等を反映して年々会員の減少が続いており、組織の強化・充

実を図るため会員増強推進月間を設け、組織・厚生委員、役員が率先して新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる。

なお、今年度は会員増強を最重点課題と位置づけ、従来より取り組んでいる1 役員 1 社勧誘の目標達成を念頭に、活動の強化・推進を徹底する。

(4) 広報活動の充実

法人会の知名度向上、活動内容の周知を図るため、社会貢献活動の積極的な展開と、ポスターの掲示やホームページの充実、公共施設への機関誌の配置や地元情報紙への掲載等、税に関する情報や法人会の活動内容を不特定多数の方々へ周知する。

(5) 青年・女性部会の充実

イ 青年部会関係

法人会の実戦部隊として租税教育（租税教室）、税の啓発活動を積極的に推進するとともに部会員増強を図る。

ロ 女性部会関係

部会員の資質向上と法人会活動の充実・強化を図るため、引き続き定例税務研修会を開催して自己研鑽に努めるとともに、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、税の啓発活動や社会貢献活動を積極的に行う。

また、「食品ロス」について学び、ロスを減らすことを目指す取組について引き続き協議・実践する。

4 諸官公庁等との連携を図る事業

本会の活動に欠かせない佐渡税務署、佐渡市、関係税務団体等との連携を一層密にする。

5 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。また、全法連・局連・県連が主催する研修セミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上を図るとともに、ガバナンスの構築により事務局の基盤強化に努める。

6 その他、当会において実施することが必要と認める事業を行う。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国等の対策を考慮し、拡大防止に努めながら、実行いたします。

令和8年度 収支予算書(損益計算ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	12,500	5,500	7,000	
基本財産受取利息	12,500	5,500	7,000	
受取会費	1,922,000	1,642,000	280,000	
正会員受取会費	1,910,000	1,630,000	280,000	
賛助会員受取会費	12,000	12,000	0	
事業収益	652,000	532,000	120,000	
会員親睦事業収益	476,000	350,000	126,000	懇親会等会費
青年・女性部会事業収益	116,000	122,000	△ 6,000	青年・女性部会会費
広報事業収益	60,000	60,000	0	会報用広告料
受取補助金	5,728,600	5,598,200	130,400	
受取全法連助成金振替額(助成金A)	4,328,600	4,248,200	80,400	
受取全法連助成金(助成金B)	400,000	350,000	50,000	
受取県連補助金	1,000,000	1,000,000	0	
雑収益	143,500	110,150	33,350	
受取利息	3,500	150	3,350	
雑収益	140,000	110,000	30,000	雑収入
経常収益計 (A)	8,458,600	7,887,850	570,750	
(2)経常費用				
事業費	7,032,032	6,366,714	665,318	
(税に関する研修会事業)	248,700	251,055	△ 2,355	
会場費	59,300	57,475	1,825	
諸謝金	50,000	50,000	0	
会議費	32,000	26,700	5,300	
通信運搬費	0	10,000	△ 10,000	
消耗品費	18,000	16,480	1,520	
印刷製本費	30,000	31,000	△ 1,000	
委託費	59,400	59,400	0	
(講演会事業)	84,000	151,640	△ 67,640	
会場費	30,000	30,000	0	
諸謝金	0	70,000	△ 70,000	
通信運搬費	50,000	50,000	0	
消耗品費	4,000	1,640	2,360	
(租税教育事業)	294,300	234,150	60,150	
会場費	53,300	53,300	0	
会議費	2,000	1,650	350	
旅費交通費	70,000	0	70,000	
通信運搬費	5,000	4,200	800	
消耗品費	110,000	125,000	△ 15,000	
印刷製本費	40,000	50,000	△ 10,000	
支払負担金	14,000	0	14,000	

単位:円

(税の広報事業)	518,000	419,000	99,000
会場費	0	0	0
資料費	0	0	0
通信運搬費	50,000	0	50,000
会報作成費	330,000	300,000	30,000
印刷製本費	15,000	16,000	△ 1,000
支払負担金	3,000	3,000	0
(税の調査研究・提言事業)	31,950	27,525	4,425
調査研究費	0	0	0
会場費	4,950	4,825	125
会議費	24,000	20,200	3,800
支払負担金	0	0	0
(講演会・セミナー事業)	523,400	541,040	△ 17,640
資料費			0
諸謝金	400,000	410,000	△ 10,000
会議費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
消耗品費	10,000	1,640	8,360
支払負担金	4,000	10,000	△ 6,000
会議費	0	0	0
(会員の充実を図る事業)	80,000	50,000	30,000
会員増強推進費	80,000	50,000	30,000
(会員支援・親睦・交流等に関する事業)	790,000	502,000	288,000
会員交流費	790,000	502,000	288,000
(会員のための福利厚生事業)	50,000	50,000	0
福利厚生事業費	50,000	50,000	0
(管理費のうち事業費配賦額)	4,411,682	4,140,304	271,378
給料手当	2,176,130	1,894,144	281,986
福利厚生費	428,802	336,336	92,466
旅費交通費	423,984	515,872	△ 91,888
通信運搬費	432,817	475,104	△ 42,287
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	118,844	72,912	45,932
印刷製本費	72,270	81,536	△ 9,266
賃借料	385,440	376,320	9,120
リース料	107,602	105,056	2,546
支払手数料	24,090	32,928	△ 8,838
事務委託費	136,510	137,984	△ 1,474
委託費	89,133	96,432	△ 7,299
雑費	16,060	15,680	380
管理費	1,411,568	1,504,946	△ 93,378
給料手当	533,870	521,856	12,014
福利厚生費	105,198	92,664	12,534
渉外慶弔費	10,000	5,000	5,000
会議費	257,900	297,000	△ 39,100
旅費交通費	104,016	142,128	△ 38,112

単位:円

通信運搬費	106,183	130,896	△ 24,713	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	29,156	20,088	9,068	
印刷製本費	17,730	22,464	△ 4,734	
賃借料	94,560	103,680	△ 9,120	
リース料	26,398	28,944	△ 2,546	
諸会費	61,350	62,250	△ 900	県連会費
委託費	21,867	26,568	△ 4,701	
事務委託費	33,490	38,016	△ 4,526	
支払手数料	5,910	9,072	△ 3,162	
雑費	3,940	4,320	△ 380	
経常費用計 (B)	8,443,600	7,871,660	571,940	
当期経常増減額(A-B)	15,000	16,190	△ 1,190	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	15,000	16,190	△ 1,190	
法人税、住民税、および事業税			0	
当期一般正味財産増減額	15,000	16,190	△ 1,190	
一般正味財産期首残高	9,296,076	9,279,886	16,190	
一般正味財産期末残高	9,311,076	9,296,076		
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	4,328,600	4,248,200	80,400	
受取全法連助成金	4,328,600	4,248,200	80,400	
一般正味財産への振替額	△ 4,328,600	△ 4,248,200	△ 80,400	
一般正味財産への振替額	△ 4,328,600	△ 4,248,200	△ 80,400	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	

令和8年度 収支予算書内訳表

令和8年4月1日～令和9年3月31日

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1)経常収益								
基本財産運用益			12,500	12,500				12,500
基本財産受取利息			12,500	12,500				12,500
受取会費			612,000	612,000	230,000	230,000	1,080,000	1,922,000
正会員受取会費			600,000	600,000	230,000	230,000	1,080,000	1,910,000
賛助会員受取会費			12,000	12,000				12,000
事業収益	0	0		0	652,000	652,000		652,000
会員親睦事業収益					476,000	476,000		476,000
青年・女性部会事業収益					116,000	116,000		116,000
広報事業収益					60,000	60,000		60,000
受取補助金	3,544,000	784,600		4,328,600	700,000	700,000	700,000	5,728,600
受取全法連助成金振替額	3,544,000	784,600		4,328,600				4,328,600
受取全法連助成金							400,000	400,000
受取県法連補助金					700,000	700,000	300,000	1,000,000
雑収益							143,500	143,500
受取利息							3500	3,500
雑収益							140,000	140,000
経常収益計 (A)	3,544,000	784,600	624,500	4,953,100	1,582,000	1,582,000	1,923,500	8,458,600
(1)経常費用								
事業費	4,396,434	973,908		5,370,342	1,661,690	1,661,690		7,032,032
調査研究費				0				0
会場費	147,550	50,000		197,550				197,550
資料費	120,000			120,000				120,000
諸謝金	50,000	400,000		450,000				450,000
会報作成費	330,000			330,000				330,000
会員増強推進費					80,000	80,000		80,000
会員交流費					790,000	790,000		790,000
福利厚生事業					50,000	50,000		50,000
給料手当	1,588,060	222,220		1,810,280	365,850	365,850		2,176,130
福利厚生費	312,924	43,788		356,712	72,090	72,090		428,802
会議費	58,000			58,000				58,000
旅費交通費	379,408	43,296		422,704	71,280	71,280		493,984
通信運搬費	423,854	44,198		468,052	72,765	72,765		540,817
消耗什器備品費	0	0		0	0	0		0
消耗品費	218,728	22,136		240,864	19,980	19,980		260,844
印刷製本費	137,740	7,380		145,120	12,150	12,150		157,270
賃借料	281,280	39,360		320,640	64,800	64,800		385,440
リース料	78,524	10,988		89,512	18,090	18,090		107,602
支払負担金	17,000	4,000		21,000				21,000

単位：円

委託費	124,446	68,502		192,948	14,985	14,985		207,933
事務委託費	99,620	13,940		113,560	22,950	22,950		136,510
支払手数料	17,580	2,460		20,040	4,050	4,050		24,090
雑費	11,720	1,640		13,360	2,700	2,700		16,060
管理費							1,411,568	1,411,568
給料手当							533,870	533,870
福利厚生費							105,198	105,198
渉外慶弔費							10,000	10,000
会議費							257,900	257,900
旅費交通費							104,016	104,016
通信運搬費							106,183	106,183
消耗什器備品費							0	0
消耗品費							29,156	29,156
印刷製本費							17,730	17,730
賃借料							94,560	94,560
リース料							26,398	26,398
諸会費							61,350	61,350
委託費							21,867	21,867
事務委託費							33,490	33,490
支払手数料							5,910	5,910
雑費							3,940	3,940
経常費用計(B)	4,396,434	973,908	0	5,370,342	1,661,690	1,661,690	1,411,568	8,443,600
当期経常増減額(A-B)	△ 852,434	△ 189,308	624,500	△ 417,242	△ 79,690	△ 79,690	511,932	15,000
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
固定資産売却益								
固定資産受贈益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
固定資産売却損								
固定資産除却損								
災害損失								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
他会計振替額								
当期一般正味財産増減額	△ 852,434	△ 189,308	624,500	△ 417,242	△ 79,690	△ 79,690	511,932	15,000

令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	3,212,766	3,032,228	180,538
定期預金	1,200,000	1,200,000	0
未収金	0	0	0
前払金	16,000	0	16,000
【流動資産合計】	4,428,766	4,232,228	196,538
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2) その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
電話加入権	72,800	72,800	0
【その他の固定資産合計】	72,800	72,800	0
【固定資産合計】	5,072,800	5,072,800	0
【資産合計】	9,501,566	9,305,028	196,538
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	23,304	25,142	△ 1,838
【流動負債合計】	23,304	25,142	△ 1,838
2. 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	23,304	25,142	△ 1,838
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	9,478,262	9,279,886	198,376
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
【正味財産合計】	9,478,262	9,279,886	198,376
【負債・正味財産合計】	9,501,566	9,305,028	196,538

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	12,500	100	12,400	
基本財産受取利息	12,500	100	12,400	
受取会費	1,647,000	1,693,000	△ 46,000	
正会員受取会費	1,632,000	1,678,000	△ 46,000	
賛助会員受取会費	15,000	15,000	0	
事業収益	545,000	476,000	69,000	
会員親睦事業収益	367,000	286,000	81,000	懇親会等会費
青年・女性部事業収益	118,000	130,000	△ 12,000	青年・女性部会費
広報事業収益	60,000	60,000	0	会報用広告料
受取補助金等	5,654,200	5,639,100	15,100	
受取全法連助成金振替額	4,248,200	4,160,100	88,100	
受取全法連助成金	350,000	350,000	0	
受取全法連補助金	56,000	104,000	△ 48,000	
受取県法連補助金	1,000,000	1,025,000	△ 25,000	
雑収益	295,281	80,265	215,016	
受取利息	9,281	1,665	7,616	
雑収益	286,000	78,600	207,400	雑収入
経常収益計 (A)	8,153,981	7,888,465	265,516	
(2) 経常費用				
事業費	6,599,410	6,382,348	217,062	
(税に関する研修会事業)	291,462	203,464	87,998	
会場費	43,345	52,200	△ 8,855	
資料費	0	0	0	
諸謝金	50,000	50,000	0	
会議費	25,967	24,018	1,949	
通信運搬費	87,450	17,846	69,604	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	25,300	0	25,300	
委託費	59,400	59,400	0	
(講演会事業)	25,300	55,660	△ 30,360	
会場費	25,300	11,000	14,300	
諸謝金	0	0	0	
通信運搬費	0	44,660	△ 44,660	
(租税教育事業)	195,520	259,219	△ 63,699	
会場費	50,000	50,000	0	
会議費	0	0	0	
旅費交通費	0	72,000	△ 72,000	
通信運搬費	5,080	6,230	△ 1,150	
消耗品費	94,940	73,600	21,340	
印刷製本費	38,500	50,389	△ 11,889	
支払負担金	7,000	7,000	0	
(税の広報事業)	508,850	414,460	94,390	
会場費	0	0	0	
資料費	263,850	143,720	120,130	
会報作成費	242,000	234,740	7,260	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	33,000	△ 33,000	
支払負担金	3,000	3,000	0	
(税の調査研究・提言事業)	7,825	16,695	△ 8,870	
調査研究費	0	0	0	
会場費	1,925	1,100	825	
会議費	0	14,735	△ 14,735	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	5,900	860	5,040	
(講演会・セミナー事業)	482,036	443,030	39,006	
会場費	14,850	0	14,850	
資料費	0	0	0	
諸謝金	403,286	382,130	21,156	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
支払負担金	4,500	1,500	3,000	
委託費	59,400	59,400	0	
(会員の充実を図る事業)	47,047	46,830	217	
会員増強推進費	47,047	46,830	217	
印刷製本費	0	0	0	
(会員支援・親睦・交流等に関する事業)	682,100	508,085	174,015	
会員交流費	682,100	508,085	174,015	
消耗品費	0	0	0	
(会員のための福利厚生事業)	58,237	4,932	53,305	
福利厚生事業費	58,237	4,932	53,305	
(管理費のうち事業費配賦額)	4,301,033	4,429,973	△ 128,940	
給料手当	1,956,636	1,899,665	56,971	
福利厚生費	404,593	393,692	10,901	
事務委託費	107,331	139,216	△ 31,885	
旅費交通費	406,983	441,594	△ 34,611	
通信運搬費	473,373	463,224	10,149	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	187,694	276,313	△ 88,619	
印刷製本費	146,659	92,502	54,157	
賃借料	388,800	379,680	9,120	
リース料	107,989	105,457	2,532	
委託費	79,309	181,726	△ 102,417	
支払手数料	41,666	56,904	△ 15,238	
雑費	0	0	0	
管理費	1,356,195	1,660,362	△ 304,167	
給料手当	458,964	501,935	△ 42,971	
福利厚生費	94,904	104,021	△ 9,117	
渉外慶弔費	20,000	0	20,000	
会議費	264,118	423,564	△ 159,446	
旅費交通費	95,465	116,678	△ 21,213	
通信運搬費	111,038	122,395	△ 11,357	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	44,027	73,009	△ 28,982	

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
印刷製本費	34,401	24,441	9,960	
賃借料	91,200	100,320	△ 9,120	
リース料	25,331	27,863	△ 2,532	
諸会費	62,700	66,300	△ 3,600	県連会費
委託費	18,604	48,017	△ 29,413	
事務委託費	25,669	36,784	△ 11,115	
支払手数料	9,774	15,035	△ 5,261	
雑費	0	0	0	
経常費用計 (B)	7,955,605	8,042,710	△ 87,105	
当期経常増減額(A-B)	198,376	△ 154,245	352,621	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	198,376	△ 154,245	352,621	
法人税、住民税、および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	198,376	△ 154,245	352,621	
一般正味財産期首残高	9,279,886	9,434,131	△ 154,245	
一般正味財産期末残高	9,478,262	9,279,886	198,376	
Ⅱ 指定正味財産増減の部			0	
受取補助金等	4,248,200	4,160,100	88,100	
受取全法連助成金	4,248,200	4,160,100	88,100	
一般正味財産への振替額	△ 4,248,200	△ 4,160,100	△ 88,100	
一般正味財産への振替額	△ 4,248,200	△ 4,160,100	△ 88,100	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	9,478,262	9,279,886	198,376	

令和7年度 収支予算書内訳表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1)経常収益								
基本財産運用益			12,500	12,500				12,500
基本財産受取利息			12,500	12,500				12,500
受取会費			515,000	515,000	192,000	192,000	940,000	1,647,000
正会員受取会費			500,000	500,000	192,000	192,000	940,000	1,632,000
賛助会員受取会費			15,000	15,000				15,000
事業収益	0	0		0	545,000	545,000		545,000
会員親睦事業収益					367,000	367,000		367,000
青年・女性部会事業収益					118,000	118,000		118,000
広報事業収益					60,000	60,000		60,000
受取補助金	3,507,000	741,200		4,248,200	700,000	700,000	706,000	5,654,200
受取全法連助成金振替額	3,507,000	741,200		4,248,200				4,248,200
受取全法連助成金							350,000	350,000
受取全法連補助金							56,000	56,000
受取県法連補助金					700,000	700,000	300,000	1,000,000
雑収益							295,281	295,281
受取利息							9,281	9,281
雑収益							286,000	286,000
経常収益計 (A)	3,507,000	741,200	527,500	4,775,700	1,437,000	1,437,000	1,941,281	8,153,981
(1)経常費用								
事業費	4,037,569	1,179,425		5,216,994	1,382,416	1,382,416		6,599,410
調査研究費				0				0
会場費	124,420	11,000		135,420				135,420
資料費	263,850			263,850				263,850
諸謝金	50,000	403,286		453,286				453,286
会報作成費	242,000			242,000				242,000
会員増強推進費					47,047	47,047		47,047
会員交流費					682,100	682,100		682,100
福利厚生事業					58,237	58,237		58,237
給料手当	1,367,230	318,859		1,686,089	270,547	270,547		1,956,636
福利厚生費	282,715	65,934		348,649	55,944	55,944		404,593
会議費	25,967			25,967				25,967
旅費交通費	284,386	66,323		350,709	56,274	56,274		406,983
通信運搬費	429,207	77,142		506,349	65,454	65,454		571,803
消耗什器備品費	0	0		0	0	0		0
消耗品費	226,094	30,587		256,681	25,953	25,953		282,634
印刷製本費	166,280	23,900		190,180	20,279	20,279		210,459
賃借料	271,680	63,360		335,040	53,760	53,760		388,800
リース料	75,459	17,598		93,057	14,932	14,932		107,989

単位：円

支払負担金	10,000	4,500		14,500				14,500
委託費	114,819	72,324		187,143	10,966	10,966		198,109
事務委託費	74,347	17,822		92,169	15,162	15,162		107,331
支払手数料	29,115	6,790		35,905	5,761	5,761		41,666
雑費	0	0		0	0	0		0
管理費							1,356,195	1,356,195
給料手当							458,964	458,964
福利厚生費							94,904	94,904
渉外慶弔費							20,000	20,000
会議費							264,118	264,118
旅費交通費							95,465	95,465
通信運搬費							111,038	111,038
消耗什器備品費							0	0
消耗品費							44,027	44,027
印刷製本費							34,401	34,401
賃借料							91,200	91,200
リース料							25,331	25,331
諸会費							62,700	62,700
委託費							18,604	18,604
事務委託費							25,669	25,669
支払手数料							9,774	9,774
雑費							0	0
経常費用計(B)	4,037,569	1,179,425	0	5,216,994	1,382,416	1,382,416	1,356,195	7,955,605
当期経常増減額(A-B)	△ 530,569	△ 438,225	527,500	△ 441,294	54,584	54,584	585,086	198,376
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
固定資産売却益								
固定資産受贈益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
固定資産売却損								
固定資産除却損								
災害損失								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
他会計振替額								
当期一般正味財産増減額	△ 530,569	△ 438,225	527,500	△ 441,294	54,584	54,584	585,086	198,376

財務諸表に対する注記

1 計算書類の作成に関する重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
直接法による定額法で減価償却を実施している。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税込額で表示している。

2 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
該当なし				
小 計	0	0	0	0
合 計	5,000,000	0	0	5,000,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(内指定正味財産 からの充当額)	(内一般正味財産 からの充当額)	(内負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	5,000,000	0	5,000,000	
特定資産				
該当なし				
小 計	0	0	0	0
合 計	5,000,000	0	5,000,000	0

4 固定資産の取得価格、減価償却額（除去額）及び期末残高

固定資産の取得価格、減価償却額（除去額）及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得年月	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
電話加入権		72,800	0	72,800
合 計		72,800	0	72,800

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
県連補助金	一般社団法人 新潟県法人会連合会	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	56,000	56,000	0	一般正味財産
助成金						
全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	4,248,200	4,248,200	0	指定正味財産
全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	一般正味財産
合 計		0	5,654,200	5,654,200	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	4,248,200
合 計	4,248,200

令和7年度 財産目録

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	使 用 目 的 等	金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金		0
普通預金	運転資金として	3,212,766
第四北越銀行 佐和田		2,690,057
大光銀行 佐和田		188,330
新潟縣信用組合 佐和田		334,379
定期預金		1,200,000
第四北越銀行 佐和田	運転資金として	1,200,000
前払金		16,000
【流動資産合計】		4,428,766
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	公益目的保有財産	5,000,000
第四銀行 佐和田		5,000,000
【基本財産合計】		5,000,000
(2) その他の固定資産		
什器備品		0
電話加入権	58-7024 事業全般に使用	72,800
【その他の固定資産合計】		72,800
【固定資産合計】		5,072,800
【資産合計】		9,501,566
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		0
預り金	社会保険個人負担金 預り金	23,304
【流動負債合計】		23,304
2. 固定負債		
【固定負債合計】		0
【負債合計】		23,304
【正味財産合計】		9,478,262

令和7年度事業報告、収支決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）を以上のとおり報告いたします。

令和8年3月31日

公益社団法人 佐渡法人会
会 長 高野 宏介 ⑩

監査報告書

令和 8年 月 日

公益社団法人 佐渡法人会
会 長 高野 宏介 殿

監 事 渡邊 正俊 ⑩

監 事 菊地 康宏 ⑩

私ども監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第2号議案 会費規程一部改正承認の件

「佐渡法人会会費規程」抜粋

(会費の種類)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は、年額会費 5,000円とする。 ※ 改正前4,000円

以下 略

年 間 行 事 予 定 表

令和8年4月～令和9年3月

月	法 人 会	青 年 部 会	女 性 部 会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・監査会(23日) ・第1回理事会(23日) ・「ほうじん」春号配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回役員会(24日) ・通常総会(24日) ・税務研修会(e-Tax、キャッシュレス納付)(24日) ・交流懇親会(24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回役員会(21日) ・通常総会(21日) ・税務研修会(相続・事業承継)(21日)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第15回通常総会(22日) ・会員増強功労者表彰式(22日) ・特別講演会(22日) ・交流懇親会(22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税金クイズコーナー (佐渡国鬼太鼓どっとこむ 24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・総務・税制、研修合同委員会 ・県連総会(代議員参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会 ・租税教室(~7月 随時) 小中学校対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・税に関する絵はがきコンクール(~9月) 小学生対象 ・交流・親睦会(仮称)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・厚生委員会 ・「ほうじん」夏号配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会「決算書の見方・共催」 ・県青連正副会長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会「決算書の見方・共催」 ・県女連正副会長会議
8	<ul style="list-style-type: none"> ・決算期別説明会 ・第1回税務研修会 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐渡法人会だより」第54号発行 ・第2回税務研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回役員会 ・税務署幹部との懇談会(女性部会と共催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署幹部との懇談会(青年部会と共催) ・絵はがきコンクール審査会(第2回役員会)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生制度推進連絡協議会 ・第2回 理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県連青年部会合同セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・県連女性部会合同セミナー ・絵はがきコンクール入賞作品表彰(各学校) ・ジオパーク講座(仮称)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・納税表彰式 ・第3回 税務研修会 ・「ほうじん」秋号配布 ・税制改正提言活動(佐渡市へ) ・決算期別説明会 		<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・年末特別講演会(県連) 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新春特別講演会、懇親パーティー ・福利厚生制度推進表彰式 ・優良経理担当者表彰式 ・第3回理事会 		<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐渡法人会だより」第55号発行 ・「ほうじん」新年号配布 ・決算期別説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ削減、SDGs研修会(仮称)、第3回役員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回理事会 		<ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会「1年間のおさらい」 ・修了式

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

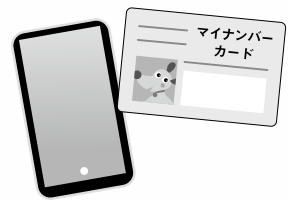
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダー）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナー
はこちら



マイナポータル連携
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 🔍 検索

